

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 第3期中期目標・計画(案)の概要

第1 事務及び事業の見直し

施設利用者の自立支援のための取組	目標・計画
○施設利用者の自立支援のための取組については、引き続き地域移行を推進していくとともに、今後の受入れについては、行動障害等を有する著しく支援が困難な者や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等に特化して行うと共に、発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備して新たな事業に取り組むなど、全国の障害者支援施設・事業所で活用できるようなモデル的支援に取り組むものとする。 ○平成25年4月から施行される障害者総合支援法に基づき、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、支援対象者、取組内容等を具体化していくものとする。	○重度知的障害者のモデル的な支援を行うことにより、施設入所利用者の地域への移行を引き続き推進していくこと等により施設入所利用者数について、第2期中期目標終了時(平成25年3月31日)と比較して、16%縮減すること。 ○施設入所利用者の地域移行については、引き続き推進することとし、年間5人程度の地域移行を実現する。この場合に、入所利用者一人ひとりやその保護者等家族の同意を得ることや移行先の確保等に、丁寧かつきめ細かく取組を進める。 ○今後の新たな施設入所利用者の受入 下記の①と②の者に特化したものとする。 ① 著しい行動障害等を有する者や精神科病院に社会的入院をしている知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。 ② 福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者を受け入れることとし、有期限のモデル的支援として取り組むこと。 ○発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備して、新たな事業に取り組むこと。 ○平成25年4月から施行される障害者総合支援法に基づく、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、今後、その取組内容等や支援対象者について具体的に指示するものとする。

調査研究、情報提供及び養成及び研修の取組を推進	目標・計画
○自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、モデル的支援に関する調査研究や大学等との共同研究を推進し、他の障害者支援施設等での活用を目的とした、のぞみの園でなければ実施できない調査研究に特化するものとする。 ○知的障害者支援業務に従事する者の養成及び研修については、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るために、引き続き、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を推進するものとする。	○重度あるいは高齢知的障害者の地域生活支援、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者への自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、のぞみの園でなければ実施できないものに特化し、各年度において具体的なテーマ等を設定し調査・研究を行うこと。 ○調査・研究の基本的な方針や内容について、大学や関係機関等との連携・協力を行うことで、充実を図ること。 ○障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を行う。

第2 内部組織の見直し

施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小、将来の方向性やビジョンを再検討し、人員・コストを縮減	目標・計画
○地域移行を推進することによる施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置を行い、全体として人員・コストを縮減するものとする。	○提供するサービスの質を確保しつつ、効率的かつ柔軟な組織編成を行うとともに、地域移行等による施設利用者の減少に応じて、関係部門の体制の縮小を図る。 ○将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置や資質の高い人材をより広く求めること等を行うことにより、全体として人員・コストを縮減すること。

第3 業務全般に関する見直し

内部統制の更なる充実・強化	目標・計画
○内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。	○整理合理化計画及び勧告の方向性等に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンスについて更に充実・強化を図ること。
運営費交付金額の厳格な算定	目標・計画
○毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	○一般管理費及び事業費等の経費（運営費交付金を充当するもの〈定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く〉）について、中期目標期間の最終年度（平成29年度）の額を、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）と比べて16%以上節減すること。 ○期末（平成29年度末）の常勤職員数を期首（25年度当初）の87%とする。
既往の政府方針に基づく取組の着実な推進	目標・計画
○既往の閣議決定等に表示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。	○独立行政法人整理合理化計画等の既往の閣議決定等に表示された政府方針、並びに勧告の方向性に基づく取組を着実に実施することにより、業務の質の確保を図りつつ、独立行政法人に求められている業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図ること。 ○総人件費については、政府の方針を踏まえ、適切に対応すること。 ○政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。